

健健発0420第4号
健感発0420第7号
保保発0420第3号
令和4年4月20日

全国健康保険協会理事長 殿

厚生労働省健康局健康課長
(公 印 省 略)
厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)
厚生労働省保険局保険課長
(公 印 省 略)

従業員に対する風しんの抗体検査の機会の提供について（協力依頼）

平素より、厚生労働行政につきまして、格別の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

平成30年7月以降、特に、大都市圏を中心に風しんの患者数が増大したこと等を受け、風しんの感染拡大を防止するため、令和4年3月31日までの間に限り、これまで風しんの定期の予防接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性（令和4年4月時点で43歳から60歳。以下「対象者」という。）を対象とした「風しんの追加的対策」を実施することとし、「従業員に対する風しんの抗体検査の機会の提供について（協力依頼）」（令和2年1月30日付け健健発0130第3号・健感発0130第3号・保保発0130第2号厚生労働省健康局健康課長・結核感染症課長・保険局保険課長通知）により、御協力をいただいているところです。

「風しんの追加的対策」については、対象者の抗体保有率を令和4年3月までに90%に引き上げるという目標を掲げていたところ、新型コロナウイルス感染症に伴う受診控え等の様々な影響により令和4年3月までの目標達成が困難であることから、第57回厚生科学審議会感染症部会及び第46回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会（令和3年12月17日開催）において、「風しんの追加的対策」の目標の期限を令和7年3月末まで延長すること、また、追加の実施率向上の取組を別紙1のとおり実施することについて定めたところです。

つきましては、風しんに係る抗体検査及び予防接種の実施率向上に向けて、貴

会加入の被保険者等（貴会加入の各事業所の従業員等）のうち対象者について風しんの抗体検査を受検できる環境を整備する等のため、下記の通り、御協力いただきたい事項をまとめましたので、内容について御了知の上、可能な限り今春の定期健康診断の時期までに関係者等に周知していただきますようお願いいたします。

記

- 1 生活習慣病予防健診を実施している健診実施機関に対し、別紙2の「厚生労働省から健診実施機関へお願い」等を活用して以下の点を周知いただきたい。
 - ・ 風しんの抗体検査の受診機会を拡大する観点から、風しんの集合契約※に加入すること。
 - ・ 生活習慣病予防健診（定期健診を含む）の受診案内を送付する際に、風しん抗体検査の対象者には、抗体検査の案内や予診票を併せて送付すること。

※風しんの集合契約について

- ・ 抗体検査及び予防接種の費用をクーポン券を利用して請求するためには、健診実施機関が風しんの集合契約に加入する必要があります。
- ・ 全国の市町村との抗体検査・予防接種の実施について、委託/受託の契約を結ぶことを委任する委任状を所属する医師会、病院団体、健診団体等（所属団体でとりまとめていなければ、市町村に御相談ください）に提出することで、契約に加入できます。

- 2 風しん抗体検査の対象者に対し、別紙3の「対象者への案内」等を活用して以下の点を周知し、当該検査の受診を呼びかけていただきたい。なお、周知に当たっては可能な限り多くの事業所を通じ従業員にご案内いただく等、ご配慮いただきたい。
 - ・ 対象者が市町村から送付されるクーポン券を提示することで、風しんの抗体検査が無料で受けられること。
 - ・ 風しんの抗体検査の結果、十分な量の抗体を保有していないことが判明した対象者は、風しんに係る定期の予防接種を受けるよう努めなければならないこと。

※ クーポン券は、令和元年度から令和3年度の間にはクーポン券を使用しなかった

対象者に対し、令和4年4月以降、市町村から一斉に配布されます。なお、一部の自治体については、新たにクーポン券を配布せず、配布済みのクーポン券の期限延長（紛失等で手元にない場合は再発行）による対応となる予定です。

※ 一部の事業場に対して、従業員に対する風しんの抗体検査の実施状況や、従業員への風しん対策の実施に対する意識について、厚生労働省から別途アンケート調査をお送りします。いただいた調査結果は、厚生労働省研究班において、外部の委託先が集計、解析を行う予定です。

<参考>

- ・別紙1 風しんに関する追加的対策の今後について【全体概要】
- ・別紙2 厚生労働省から健診実施機関へお願い
- ・別紙3 対象者への案内

【関係書類（電子媒体等）の掲載先】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000116890_00007.html

【お問い合わせ先】厚生労働省健康局結核感染症課 03-5253-1111（内線 2097 又は 2923）